## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
20	被災者台帳の作成に関する事務	基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

粕屋町は、被災者台帳の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

福岡県粕屋町長

#### 公表日

令和1年6月28日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

連絡先

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	被災者台帳の作成に関する事務					
②事務の概要	災害対策基本法の規定に基づき、粕屋町内で災害が発生した場合において、被災者に対する総合的かつ効率的な援護を実施するために被災者台帳を作成する。					
③システムの名称	宛名管理システム、避難行動要支援者システム、統合宛名連携サーバ、中間サーバ					
2. 特定個人情報ファイル	· 名					
被災者台帳ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の36の2 ・災害対策基本法 第90条の3 第90条の4					
4. 情報提供ネットワーク:						
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1)実施する</li><li>2)実施しない</li><li>3)未定</li></ul>					
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二の56の2					
5. 評価実施機関における	5担当部署					
①部署	総務部 協働のまちづくり課					
②所属長の役職名	協働のまちづくり課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示	·訂正·利用停止請求					
請求先	〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号 粕屋町役場 総務部 総務課					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号 粕屋町役場 総務部 協働のまちづくり課

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			31年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成	31年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
   2)又は3)を選択した評価実施	項目評価		重点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及し 3) 基礎項目評価書及し 頁目評価書において、リス	<b>『全項目評価書</b>	
<ul><li>されている。</li><li>2. 特定個人情報の入手(f)</li></ul>	± <b>#</b> C + □ <i>/</i> ++	ナットロ <i>ーカ</i> シフェ	た本海で	と1チを除り	• \		
2. 特定個人情報の人士(1	月刊化化	イットソークンスプ	ムを通し	こ人士で除く	。/ <選択肢>		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		へといなり 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	取扱い	の委託			[ 0	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	クシステムを	を通じた提供る		]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接網	続しない(入手) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・済	去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監	<u></u>	
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
令和1年6月28日	I -5 ②所属長	協働のまちづくり課長 杉野 公彦	協働のまちづくり課長	事後	様式変更	
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目	平成29年7月20日	平成31年4月1日	事後		
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	_	新設	事後	様式変更	